平成２８年（フ）第４３６号
川崎市幸区南加瀬３丁目28番30―202号　山澄ビル、前住所川崎市幸区南加瀬５丁目32番10号
債務者　赤坂　純子
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４４６号
川崎市宮前区宮崎３丁目７番地69　アゼリア宮崎台　108
債務者　大久保　修
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１１４８号
名古屋市北区楠２丁目119番地　市営中あじま荘Ｔ８棟105号
債務者　市居　祐幸
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８８号
高知市高須新町４丁目５番20号　コーポラス田中Ｂ棟104号室
債務者　前川　記輝
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１８９号
高知市上町３丁目１番16号　クオリア上街鷹城館1213
債務者　北岡　途子
1　決定年月日時　平成28年９月15日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１９７号
高知市福井町2250番地17
債務者　山脇　砂織
1　決定年月日時　平成28年９月15日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２００号
高知県南国市篠原1081番地　ビッグイースト篠原103
債務者　森本　高生
1　決定年月日時　平成28年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２０３号
高知市上本宮町48番地
債務者　筒井　伸二
1　決定年月日時　平成28年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３４号
岩手県奥州市衣川区古戸８番地３
債務者　阿部由香利
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第３７号
岩手県奥州市江刺区岩谷堂字下苗代沢672番地　下苗代沢住宅１―16号
債務者　高橋　勝男
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第８８１号
埼玉県川口市原町10番５―306号　川口原町第二ローヤルコーポ
債務者　島田ゆかり
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８８８号
埼玉県北本市栄７番地　３―19―402
債務者　鈴木　佳子
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９４３号
埼玉県朝霞市根岸台１丁目９番53号
債務者　青木　律子
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９５９号
さいたま市浦和区岸町２丁目５番11号　グリーンプラザ岸町202
債務者　高谷　美樹
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３９７号
埼玉県越谷市南越谷５丁目９番地１
債務者　小杉　絢子
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４０４号
埼玉県草加市花栗４丁目５番11号　ルミエール花栗101号、旧住所埼玉県越谷市北越谷１丁目４番24号
債務者　小島　　誠
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４７４号
埼玉県草加市瀬崎７丁目12番17号　コーポビューティフル203号
債務者　中原　文男
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係